

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	1	府省庁名	財務省
対象税目	[個人住民税] 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 [その他（徴収規定、地方消費税）]		
要望項目名	国家公務員共済組合制度の見直しに伴う税制上の所要の措置		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国家公務員共済組合の給付の1つである「育児休業手当金」の支給額の見直しに伴う非課税措置等の拡充 特例措置の内容 育児休業手当金に対する所得税等について、国家公務員共済組合制度の被保険者である国家公務員などの生活の保障又は生活の安定を図るため、令和5年度に育児休業手当金の支給額を見直す場合において、令和6年度以降の育児休業手当金について、引き続き、国家公務員共済組合法第49条等に基づく非課税措置を講じる。 その他雇用保険制度に関し、「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）等において、育児時短就業給付（仮称）の創設等が盛り込まれたところ。関連する制度改正等を行う場合には、併せて税制上の所要の措置を講じる必要がある。 		
関係条文	<p>国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）（抄） (給付を受ける権利の保護)</p> <p>第四十八条 この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、退職年金若しくは公務遺族年金又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。 (公課の禁止)</p> <p>第四十九条 租税その他の公課は、組合の給付として支給を受ける金品を標準として、課することができない。ただし、退職年金及び公務遺族年金並びに休業手当金については、この限りでない。</p>		
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 国家公務員共済組合制度における被保険者である国家公務員等の生活の保障又は生活の安定を図ることができる。</p> <p>(2) 施策の必要性 育児休業手当金を含めた保険給付は、被保険者である国家公務員等の生活の保障又は生活の安定を図るために支給されるものであるため、国家公務員共済組合法第49条等に基づき非課税等（注）となっている。</p> <p>(注) 雇用保険制度と同様。 これまでと同様、引き続き、被保険者である国家公務員等の生活の保障又は生活の安定を図るため、増額部分についても所要の措置を講じる必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
	政策の達成目標	非課税措置等の拡充をすることにより、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の構築及び管理を図り、被保険者である国家公務員等の生活の保障又は生活の安定を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税についても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	国家公務員共済組合制度に基づき、被保険者である国家公務員等の生活の保障又は生活の安定を図ることができる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	実績なし。